

新宮町立新宮北小学校 学校運営協議会 設置要綱

(名 称)

第1条 本協議会を『新宮町立新宮北小学校 学校運営協議会』と称する。

(趣 旨)

第2条 本要綱は、新宮町学校運営協議会規則に基づき、新宮町立新宮北小学校（以下「本校」という）の学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(目 的)

第3条 協議会は、学校運営に関して、新宮町教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者（以下「地域住民等」という）の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、次に掲げる次項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域住民等が、本校との連携の下、目標を共有し、責任を分かり合い協働して、児童生徒が健やかに育つ風土が醸成されること。
- (2) 家庭及び地域の教育力を高め、本校との協働実践の下、子どもの生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と本校の信頼関係を深め、地域に開かれた、地域が支え、信頼される学校になること。

(委 員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者につき教育委員会が委嘱又は任命する委員15名以内で組織する。

- (1) 本校の通学区域内の住民（本校学校評議員を含む）
- (2) 本校の通学区域内の区長、子ども会育成会役員等
- (3) 本校児童の保護者代表（PTA 役員）
- (4) 学識経験者等
- (5) 町教育委員会（学校教育課及び社会教育課 等）
- (6) 接続する学校の教職員（幼稚園、中学校）
- (7) 本校の校長、教頭、主幹教諭又は本協議会担当教諭

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。但し、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。但し、校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。事務局は本協議会の庶務と会計を行う。

2 事務局は、教頭、及び、主幹教諭とする。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第10条 年度初め、校長は学校運営に関して基本的な方針を作成し、次に掲げる事項について協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校の施設設備等の管理及び整備に関すること

2 前項の承認が得られない場合は、校長は協議会委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるものまでの間、効力を有するものとする。

(部会等)

第11条 協議会はその定めるところにより、必要に応じて部会等の組織を置くことができる。

(学校運営等に関する評価等)

第12条 協議会は、本校の運営状況の評価について、毎年度1回以上行うものとする。

2 協議会は、前項の結果を教育委員会に報告するものとする。

(学校への参画促進等)

第13条 協議会は、本校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等の促進に努めなければならない。

2 協議会は、地域住民等に対して、その運営状況に関する情報を積極的に提供及び公表すると共に、地域住民等の意見、要望等を把握してその運営に反映するよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、新宮町学校運営協議会規則に従う。

(附 則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。